

バリアフリーリフォームで固定資産税の減税を考えられている方へ

以下の要件を満たしている場合、市区町村に申告することで、固定資産税の減額を受けられる可能性があります。

1

バリアフリーリフォームが行われる家屋には、次の3つのうちのいずれかの条件を満たす方が居住していますか？



- ①65歳以上の方
- ②障がいをお持ちの方
- ③要介護認定又は要支援認定を受けている方

2

当該家屋は、新築された日から10年以上が経過していますか？

3

当該家屋は、賃貸ではありませんか？

4

当該家屋の床面積は、登記簿表示で50㎡以上280㎡以下ですか？

5

行うバリアフリーリフォームは、減税の対象となっている工事(次頁参照)で、かつ費用は50万円(税込)を超えていますか？

～対象となるバリアフリー改修(高齢者等居住改修)工事は、以下になります～

1. 通路の拡幅

- 介助用の車いすで容易に移動するため、通路又は出入り口の幅を広くする工事

2. 階段の勾配の緩和

- 階段の設置(既存階段を撤去する工事を伴うものに限る。)又は改良により、勾配を緩和する工事

3. 浴室の改良

- 浴室の床面積を、増加させる工事
- 浴槽を、またぎの高さの低いものに取り替える工事
- 固定式の移乗台など、浴室の出入りを容易にする工事
- 身体の洗浄を容易にする水栓器具の設置又は取替え工事

4. 便所の改良

- 排泄又はその介助を容易に行うために、床面積を増加させる工事
- 便器を座便式のものに取り替える工事
- 座便式の便器の座高を高くする工事

5. 手すりの取付け

- 便所・浴室・その他居室・玄関並びにこれらを結ぶ経路に、手すりを取り付ける工事

6. 段差の解消

- 便所・浴室・その他居室・玄関並びにこれらを結ぶ経路の、床の段差を解消する工事

7. 出入口の戸の改良

- 開戸を、引戸又は折戸に取り替える工事
- 開戸のドアノブを、レバーハンドルに取り替える工事
- 戸に、戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

8. 床材料の取替え

- 便所・浴室・その他居室・玄関並びにこれらを結ぶ経路の、床材料を滑りにくいものにする工事

具体的な減税要件

居住者 について

- 次のA～Cのいずれかに該当する方が、居住していること
 - A 65歳以上の方(工事完了年の翌1月1日時点)
 - B 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - C 障がいのある方

家屋 について

- 新築された日から10年以上が経過している家屋であること
- 賃貸住宅ではない家屋であること
- 改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- 併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

工事 について

- バリアフリー改修にかかる工事費用から補助金等を差し引いた額が、**50万円(税込)**を超えていること
- 令和8年3月31日までに改修工事が終了していること

減税のために必要な書類

消費者に

ご用意いただく書類

固定資産税減額申告書

被保険者証の写し等対象者が居住していることがわかる書類

バリアフリー改修工事の内容を確認できる書類、領収書等

(補助金等を受けている場合)補助金等の額が明らかな書類

工事請負契約書の写し

以上の書類を用意し、リフォーム完了日から3ヶ月以内に申告を行って下さい。

その他ご留意事項

手続きの手順や必要書類は市区町村ごとに異なる場合がございます。申告の際には、必ず市区町村へお問い合わせ下さい。

本制度が適用された場合、翌年分の固定資産税が3分の1減額されます。